

平成 20 年第 12 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 20 年 12 月 16 日午後 3 時 03 分から、稲城市役所 6 階 6 0 3 会議室において、平成 20 年第 12 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
中田 中
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤和秀幸
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	川崎 寿治
指導主事	今田 敏弘
指導主事	玉野 麻衣
学校給食	小沢 太平
共同調理場所長	
生涯学習課長	西山 誠
社会教育係課長補佐	小谷田政夫
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	小川 由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 3 2 号議案
「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 協議事項
- (6) 日程第 6 報告事項

委員長 　ただ今から、平成 20 年第 12 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第 1. 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

　前例に従いまして委員長指名といたしたいと思えます。

　御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

　次に日程第 2. 「会期の決定」についてをお諮りいたします。

　本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、会期は、本日 1 日と決しました。

　次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

　日程第 3. 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

　学校教育課

1. 工事状況について
2. 平成 20 年度就学时健康診断について
3. 平成 20 年度第 2 次・第 3 次稲城市心身障害教育就学相談について
4. 平成 20 年 10 月分不登校による欠席児童・生徒数について
5. 複合施設ふれんど平尾関係について

　指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 教育研究奨励事業について
5. 訪問事業について
6. 教育相談関係について
7. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 給食主任会の開催について
2. 平成 20 年度給食調理数について

生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. 青少年指導者養成事業について
5. 稲城ふれあいの森関係について
6. 芸術文化活動の振興について
7. 成人式関係について
8. 青少年育成地区委員会関係について
9. 文化財の保護と普及について
10. 生涯学習推進事業について
11. 学校施設コミュニティ開放事業について
12. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 体力づくり運動推進事業について
3. 社会体育施設管理運営について
4. 市立公園内運動施設管理運営について
5. 学校等開放について
6. スポーツ教室について
7. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i（あい）プラザ建設事業について
5. 利用統計について

図書館

1. 図書館協議会について
2. おはなしサポート講座について
3. i プラザ図書館開設準備会について
4. 巡回資料展示会について

5. 裁判員制度コーナーの設置について
6. 中央図書館行事について
7. 城山体験学習館について
8. 利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に日程第4、第32号議案 稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長。

教育長 本案につきましては、図書館法の改正に伴い、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長より説明をいたします。

委員長 図書館長、お願いします。

図書館長 説明させていただきます。

議案概要説明書の訂正がございましたので、机の上に置かせていただきましたので、そちらをご覧くださいと思います。よろしくをお願いいたします。

平成20年6月11日に図書館法が改正されました。図書館法の第15条で図書館協議会の委員の構成を規定しております。そこで、新たに家庭教育の向上に資する活動を行う者という項目が加えられましたことによって、図書館法に基づいて設置しております図書館協議会でございますので、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正するものでございます。

改正内容ですけれども、第3条の委員という項目で、図書館協議会の委員は稲城市教育委員会が任命することと規定している項目ですけれども、学校教育の関係者、社会教育の関係者、学識経験者に加えて、新たに家庭教育の関係者として、家庭教育の向上に資する活動を行う者という項目を加えるものでございます。

付則といたしまして、第1項には施行期日、第2項では経過措置ということを規定しております。

よろしくをお願いいたします。

委員長 提案理由の説明がございました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 改正内容として新たに家庭教育の関係者を加えるものであるということは、

人数が増えるということでしょうか。

委員長 図書館長。

図書館長 現在、設置条例で10名以内ということで規定しておりますけれども、現在は8人です。8人の中に含めてということで、人数を特に増やす予定というのはありません。

稲垣委員 わかりました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに質問はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第32号議案 稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第32号議案は原案どおり可決いたしました。

次に日程第5.協議事項です。本日の協議事項は、「稲城市の文化財保護に関する建議について」を議題といたします。

前回、第11回定例会においてお願いしておきました、この建議につきましての詳細説明を生涯学習課長よりお願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。稲城市の文化財保護に関する建議についてということで、ご報告いたします。

本建議につきましては、平成20年10月30日付で稲城市文化財保護審議会から提出されたものであります。文化財保護審議会委員は、文化財保護法第190条の規定に基づき、稲城市文化財保護条例第37条において設置されている委員会でございます。委員は文化財に対し広く高い見識を有する者から教育委員会が委嘱している方々でございます。審議会は文化財の保護・活用に関する重要事項を調査審議するとともに、諮問に対しまして教育委員会に答申を行うほか、建議を行える委員会でございます。

委員会では、本建議において、平尾・石井家の古民家復原事業と、ふれんど平尾内に開設しております郷土資料室事業について、意見をまとめられましたので、今回、担当課といたしまして、内容について検討等を行いました点についてご報告をさせていただきます。

まず、古民家復原事業についてでございます。建議では、まず 18 年・19 年度復原事業後の計画復原事業と、その後の一般公開と学習の場としての活用及び管理運営について述べられております。

ご存じのとおり、本古民家は平尾 2 丁目にごさいますて、木造平屋建て寄棟造り、萱葺き屋根一現在は萱の上に鉄板葺きをしておりますが、126 平米の建物でございます。江戸時代後期、1843 年の建築でありまして、江戸時代の名主の民家の特徴を有する文化財でございます。

18 年 8 月に母屋と土蔵が地主から寄附されまして、敷地については平成 18 年 8 月から 28 年 3 月までの 10 年間の借地契約を結び、敷地については固定資産税を減免しております。

古民家復原は、一般的には一度解体いたしまして、基本的にその部材を用いながら復原するというのが一般的でございますが、17 年の試算では、その方法により完全復原をした場合、約 1 億 5、6 千万円が必要であるということが判明いたしております。そうしまして、17 年の政策会議において、18 年・19 年度の 2 カ月で、約 1 千万円で、傷みの激しい箇所修復を中心に公開を目指すということで決定されております。

そして、実際に 18・19 年度の 2 カ年事業を行いまして、傷みの激しい部分と、あと増築部分の解体、母屋裏部分の復原等を主に行いました。しかし、母屋の表、西側部分、屋根等は手がついていないというのが現状でございます。この 2 カ年の復原の後、20 年春と夏に暫定の公開を行いましたが、古民家の周辺は通常、仮設の保存柵で外部からの侵入を防いでいるというのが現状でございます。

この古民家復原におきましては、大きな課題が 2 点ございます。1 点目は、文化財的に本来の価値を完全に復原するには、先ほども申しましたが、莫大な費用が必要であるということでございます。また、2 点目は、土地が借地でありまして、10 年契約であること。また 17 年 3 月付で地主との間には確認書というものを取り交わしてございまして、10 年後も期間延長について原則協力をいただくということにはなっておりますが、それは法的に絶対的なものではなく、相続人等を拘束するものではございません。つきまして、未来永劫、借地できるという保証はないという課題がございます。つまり、高額な費用をかけても、いつまで借地、ひいては古民家公開事業が継続できるかという点が定かでないという点がございます。

次に、建議での、今後の復原作業が必要なものとして、完全な改修をする場合の指摘事項につきましては、係る費用が定かではありませんが、当初も述べましたとおり、一部修復しておりますけれども、いずれにしましても莫大な費用が見込まれるものでございます。

そして、復原後の一般公開についてでございますが、やはり一般公開に当たりましては、古民家の維持管理のための人的配置が必要となることや、見学公開でしたら安全性が確保されれば可能ということですが、それ以上をもし

期待し、内部を使用するなどを伴う公開の場合は、先ほどの1で指摘した費用が必要となる上に、当然に専門知識を持った人の配置も必要ということになります。

続きまして、郷土資料室事業についてご説明いたします。

郷土資料室につきましては、ふれんど平尾内に、建議にもありますように、平成17年度に、当初、歴史と民俗の二展示室より開館しております。そして、20年3月には教育と昆虫の標本の展示室を加えております。

(1)の郷土資料室の管理体制の整備、①専門職員の配置についてと、②郷土資料室の受付者の体制であります。現状は郷土資料室を含め、現在、稲城市では生涯学習課社会教育係に、課長補佐1名の学芸員専門職がいます。現在、補佐は通常、本庁にありまして必要に応じて郷土資料室に出向いております。

郷土資料室は、月曜日を除く火曜日から日曜日の午後、1時から4時の半日を開館しております。火曜日から木曜日までは、いわゆるICカレッジの事務局員に鍵の開け閉めと受付をお願いしております。金、土、日、あと祝日を含めまして、文化財協力員に今現在、無償でご足労いただいております。専門に説明できる人材は平日はおらず、金、土、日もボランティアに頼っているという現状であります。貴重な文化財の盗難等の危険性は常に懸念されるところでございます。

次に、(2)展示室の拡大と展示環境の整備、①新規展示室の確保についてでございますが、先ほども述べましたとおり、20年3月に一部屋増設したところではございます。しかし、現在、市内収蔵庫保管の資料の有効利用や、民俗資料、近代史料、遺跡出土品などの増加等が進んでおりますとともに、昆虫等は季節ごとの入れ替え等を行っておりますが、今後ともそういう作業が必要かと考えております。

②空調機(エアコン)の設置についてですが、歴史・民族展示室については、開館された次の年の18年に設置されております。20年開設の新展示室と展示室に展示していない昆虫や古文書等を保管しております資料整理室がございしますが、そちらについては今現在、設置されておきませんが、資料等の保存のためにも、今後エアコン等の設置は必要と考えております。

また、③郷土資料室用備品の設置についてでございますが、郷土資料室につきましては必要最小限の中でスタートしておりますので、資料保存等に欠かせないものは、順次、今後そろえる必要があると考えております。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

最初に、この建議が委員長あてで提出されておりますので、私のほうから発言をさせていただきます。

この古民家につきましては、借用期限といたしまして3年間が経過し、これまでも予算が投入されてきていることとしますので、慎重に審議してまいりたいと考えております。

そこで、まず、この建議につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等がございましたら、ぜひお願いいたしたいと思います。
稲垣委員。

稲垣委員 ただいまの説明にも、一般市民に公開されたということが言われましたのですけれども、どれぐらいの来館者がいらしたのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 19年度の事業が終了いたしまして、暫定的な公開は3回実施しております。その中で、3月23日、3月30日、7月26日の3回、春休みと夏休みに行っておりますが、3日間の合計で145名の来館者がございました。

委員長 稲垣委員。

稲垣委員 ありがとうございます。続きまして、よろしいでしょうか。

今、145名の方がいらしたということですが、周りが住宅街のような形になっておりますけれども、平尾の辺は交通の便が余りよろしいところではありませんし、奥まっておりますので、そこにいらっしゃる方は結構、車でみえたり、また何人か団体でバスを利用されたりということがあるかと思うのですけれども、そういうときの駐車場はどのように確保されているのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おっしゃるとおり、その敷地では駐車場は確保できておりませんので、お願いとしては、ふれんど平尾ですとか、少し遠いのですが、ご利用いただければということをお願いしておりました。実際、車でいらした方は余りいなかったということでした。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

はい、伊勢川委員。

伊勢川委員 今ご説明があったのですけれども、生涯学習課が18年度から管理という形で3年目ということですのでけれども、10年間が終わって、もし返すような形になりますと、どのような形で返すのでしょうか。

例えば借りたときの状態ではない状態にするわけですよ、お金をかけて。10年たったら一応、期限が切れたら返すというようなことになる可能性がある場合、どういう形で返すのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 基本的な契約上では、現状でそのままお返しするという形になってございます。ですから、原状復旧してお返しするというような形ではないということです。

委員長 伊勢川委員。

伊勢川委員 今の状態は、その民家のところに人がいないわけですよ。ということで、例えば火災保険ですとか、そういったものをかけておられるのでしょうか。今、現在。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 火災保険に入っております。

伊勢川委員 どのぐらいの費用が年間かかっているのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 細かい数字を持っておらず申し訳ございませんが、七、八千円程度で、共済保険に入っているということでございます。行政が一般的に入る保険ということです。

委員長 私のほうからもよろしいですか。

石井家につきましては、公開に当たり、そのために必要な修復を行うことで2年間の予算が計上されました。その目的に沿ってきた経緯がありますが、その後、市として方針の変更のようなものがあつたのか、基本的なことなので部長にお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長 今のところ10年という契約で借りております。

9月の議会で、ある委員さんから保存についてどうするのかということで、お尋ねがあつたのですけれども、そのときには教育委員会の中で討議して、これから10年間のことについて、どうしていったらいいかというようなことをまとめていきたい、ということでお答えしております。

委員長 ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。
中田委員。

中田委員 これまで2年間かけて投資をしてきたというお話なのですが、実際まだ復原の必要なところが、たくさん残っているというお話があったので、実際にどのように優先順位をつけて修復していらっしやったのか。本当にそれで、十分なお金が積まれていなかったのか、もしくは優先順位のつけ方がどうも誤っていて、まだまだ重要な部分が残っているということなのか、というあたりをお聞きしたいのですが。

委員長 教育部長。

教育部長 通常、復原作業といいますのは、その古民家を全部取り壊しまして、新たに建て直してやるというような想定です。それが大体、狛江市とか、世田谷でやっているのは、約1億以上かかっています。

政策会議では、18・19年度で公開に対応する工事を行うことになり、その民家は、主に江戸時代に、160年ほど前につくられたもので、そこから生活していたものですから、明治になって、昭和になって、だんだん人がつけ加えた部分があります。そういった部分をとりあえず取りましょうかということで、それともう一つ、建物の裏側の傷みが激しい所の修繕をしていたということです。

委員長 ありがとうございます。
中田委員。

中田委員 今のお話をお聞きすると、管理上、公開にするにはまだ十分とは言えない状況である、という認識でよろしいでしょうか。

教育部長 今の状態ですと、通常は周りを囲って、鍵がかけてありますから、今のところ立入禁止という状況です。公開する場合には、安全管理面から、日にちを指定しまして、公開をさせていただいたというような経過があります。

委員長 教育長。

教育長 先ほど委員長のほうから基本的なところはどうかというご質問をいただいたところで、重なるかもしれませんが、稲城市全体の中では政策会議というのを持っておりますし、また予算会議というものも持っておりますが、その席上での判断というのは、こういった形での公開に当たっては、2年間にわ

たり費用を投じて、そして公開に当たって必要なところを対応するようというので、以後、その状態で公開を市民に対して行っていくという、そのように決めてございます。

ですから、今後につきましては、その範囲の中でやっていくというように、すべての方々は一般的には理解しているところでございます。

委員長 ありがとうございます。基本的なところはわかりました。

私のほうから、もう一つ。

確かに文化財、それからそういうような古民家につきましては、とても大切な施設であるというように認識しております。特に教育委員会といたしましては、古いものを大切に、そして保存をしていくということは、大切にしていかなければいけないかと思いますが、先ほどの復原に対しましての費用の面から考えますと、稲城市の予算の中では非常に難しい位置に、予算関係では入っているかというように考えます。

そのような中で、やはり現在、私たち教育現場の状況を見ておりますと、稲城市の耐震補強工事ですとか、それから学校の施設修繕のような、児童・生徒の安全を確保する予算のほうは、私どものほうとしては優先されるように思います。

学校教育課にお聞きしますが、現在、耐震化が完了していない学校、体育館はどのくらいあるのでしょうか。また、大きな修繕などを伴う予定はあるのでしょうか。

最後にもう1点、特別支援の関係ですけれど、児童・生徒増に伴う施設増築等の関係はどうなっているのでしょうか。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 ただいまご質問をいただきました、体育館の大規模改修とあわせた耐震補強というところでは、稲城市におきましてはおかげさまで、学校校舎については、100%終わっているところでございます。

ただ、体育館につきましては、小学校で2校、中学校で2校、これから耐震補強を行い、また、これについては大規模改修工事とあわせて行ってまいりたいというところで、全体では、現在4校ほど残っているところでございます。今お話がございましたように、安全対策というところでは、早急にここ数年間のうちの中で対応していかなければいけないと考えているところでございます。

それから、大きな修繕というところでは、今回、緊急対策事業で稲城市単独の事業で展開されまして、先日も補正予算の中で、学校を中心とした補正をさせていただきました。金額につきましては、小中合わせまして、修繕と、それから多少の工事、備品の購入ということで、約9千万円弱の金額をここで補正しまして、正式には議会終了後になりますので、この19日になろうか

と思いますけれども、その後、3カ月の中で修繕に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それからもう一つ、通級関係、特別支援学級のご質問がございましたけれども、進学相談につきましては大変増えているところでございます。先ほども教育長からご紹介があったと思うのですがけれども、前回の実績では8名、その前も8名というところでは、大変要望が多い。当然ながら施設についても今後考えていかなければならない。また中学校の施設につきましても、今後どうするかというところで、ある部分では指導室との連携の中で考えていかなければいけないというところでは、これから箱物的なものについて予算を措置する必要があるというような状況でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
ご質問等はいかがでしょう。よろしいですか。
中田委員。

中田委員 郷土資料室のほうについてなのですが、エアコン等の設置が必要ということですが、現在の管理状況をもう少し詳しくお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

委員長 課長補佐、お願いいたします。

社会教育係課長補佐 郷土資料室につきましては、現在、歴史展示室のほうと民俗展示室のほうにエアコンが設置されております。特に郷土資料室は昔の教室を利用しておりますので、全部周りを締め切って、カーテンをつけて、その中で展示パネルをつけて展示を行っております。そのために夏はかなり温度が上がっている状況にあります。それからまた、反対に冬の時期はかなり温度が下がって、見学するためには大変悪い環境になっております。そのためにエアコンをつけまして温度の調節を行っております。という状況であります。

委員長 ありがとうございました。
郷土資料室のほうにつきましても、もしご質問があれば。
伊勢川委員。

伊勢川委員 郷土資料室は17年度に開館ということですがけれども、いつくらいから生涯学習課が所管するようになったのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 所管というのは、文化財の所管ということですか。

伊勢川委員 そうです。

生涯学習課長 文化財は、前身の社会教育課の時から当課で所管しておりまして、当時は展示する場所がなく、矢野口とか平尾の収蔵庫に収集保存をするという形でございました。それが一つの形で日の目を見たのが 17 年度に展示、ということになります。

委員長 伊勢川委員。

伊勢川委員 それまではただ入れておいて、日の目に当たらなかったという形ですか。

委員長 生涯学習課長、どうぞ。

生涯学習課長 基本的な常設展示場所がなかったということでございます。ですから、季節ものとして、部分的に写真を市役所 1 階のロビーに展示するとか、そういうことはありましたけれども、常設の場所はそれまでなかったということです。本来、博物館なり、そういうものがあればよろしいのでしょうかけれども、とりあえず、ふれんど平尾で、郷土資料室ということで、一つの形は見たということとっております。

委員長 ありがとうございます。
よろしいですか。
中田委員。

中田委員 受付の体制のところ、全くのボランティア頼みという状況であるというご説明がありましたが、実際に専門職員等の配置がなされたら、利用者としての利便性というのはどれくらい向上するのか。開館時間が延ばせるとか、もっと来館する方が増えるのではないかなど、そのようなこと。専門の職員の方を配置する、もしくはボランティア頼りにしないということで、何か利用者に対するメリットというのはどんなものがあるのか、というのをご説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 利用者のメリットという意味で広くとらえた場合、先ほど言った安全管理の面ですとか、盗難等を防げるということが一つあります。また、来館者のためには、質問にお答えできる者がいれば、当然、興味もわきますし、より深

く勉強していただけるということになると思っております。

そのような意味で、専門職がいれば一番よろしいのでしょうかけれども、受付と説明する専門の人間という両面になると思いますが、ボランティアにおきましても当然、勉強をしていただいている方は、ある程度説明できる場所はあっていると思います。

ただ、今現在、無償で行っていただいていますので、前回の教育委員会の予算の説明の時にも、政策会議の資料としてご説明させていただいたところではありますが、最低限の交通費は出すような形で、予算要望対応をしていきたいということで考えておりますし、専門職につきましても何らかの形で、正規の職員は無理だとしても、何かの形でできないかということを探求していきたいと考えているところでございます。

委員長 よろしいですか。ご質問等はよろしいですね。

それでは、ご質問をいろいろとさせていただきましたけれど、質問を踏まえました上のご意見等をお聞かせ願いたいというように思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 先ほどの石井家の古民家ということですが、10年で考えますと、あと残り7年ということで、一般公開をするにはまだたくさんお金がかかってしまうというお話でしたが、今後、建物の安全管理という視点から、維持・修繕を中心に施設の運営を考えていただき、市民の皆さんが一人でも多く見て、いろいろ体験することができるようにしていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。

稲垣委員、お願いいたします。

稲垣委員 今お話を伺いまして、一般公開を前提にしていらっしゃるということですが、やはりこの平尾という土地の立地条件を考えますと、車でいらっしゃる方も多いのではないかと思います。そういう駐車場の整備とか、また、多くの市民の方に見ていただくには、まだまだいろいろな問題、安全上の問題もあると思います。今の建物の最低条件、地震の対策ですとか、いろんなことも一般公開をするとなると、必要になってくるかと思っておりますので、その辺につきましても、費用対効果ということも考えて、市民の合意が得られるような視点で、さまざまな角度から検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 中田委員、お願いします。

中田委員 それでは、私のほうから、郷土資料館について。

この施設は文化財の展示をするという意味で、非常に重要な施設だとは思いますが、古い教室を使っているということもあって、エアコンが必要であったり、もしくはボランティアに頼っての運営になってしまっているということで、なかなか厳しい状況ではあると思うのですが、より多くの市民の方が利用できるように、できればうまく運営していただきたいというように思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見は。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育委員会としての意見をとりまとめ、方向を示したいと考えておりますので、暫時休憩をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

では、暫時休憩します。

(教育委員退席。協議に入る。)

(暫 時 休 憩)

委員長 それでは、再開いたします。

稲城市文化財保護に関する建議につきまして、教育委員会としての見解を申し上げます。

古民家復原事業についてですが、これにつきましては、土地の貸借年数が限られていること、また、これまでに公開を前提として既に多額の予算が投入されていること、7年間経過後には返還しなければならないこと、などの条件を勘案いたしますと、教育委員会として考えなければならないことは、この古民家については、今後7年間、この施設を広く市民に公開していくに当たり、市民が安全に見学できるような配慮をする必要があると考えますので、そのためにかかる費用については、税金を使い対応することはやむを得ないと考えます。

また、郷土資料室事業につきましては、教育委員会予算にも限りがありますので、その中でのお話になると思いますが、施設設備及び人員配置につきましては、担当課におきましてご検討をいただければと考えます。

以上のことにつきまして、生涯学習課におかれましては、このことにご配慮いただき、力を尽くしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

はい、教育長。

教育長 さらに生涯学習課の対応に関しては、今後も責任を持って進めたいと思いますし、また経過につきましては、教育委員会にご報告させていただきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。
私のほうから、教育委員会の合意として今申し上げました。

それでは、日程のほうを進めさせていただきたいと思います。
日程第6．報告事項です。本日の報告事項は2件です。
最初に、稲城第二小学校アスベスト撤去工事について、学校教育課長よりお願いいたします。

学校教育課長 それでは、お手元にA4の資料があると思うのですが、2枚ございます。よろしいでしょうか。

一つは説明様式で、1枚めくっていただきますと、第二小学校にアスベストが出たということで、除去工事についてのお知らせを載せさせていただいております。これにつきましては11月26日付で出したということでございます。それでは、お戻りいただきまして、その前の様式に基づいて説明させていただきたいと思います。

アスベストの発生につきましては、市内の市有建築物ということで14施設について調査を行いました。その結果、14施設のうち3校あったのですが、たまたま第二小学校の中で、3階の屋上に上がる階段の天井に約30平方メートルほどあるのですが、吹付けの化粧材があったということでございます。そこから厚生労働省が定める基準値0.1%を超えるアスベストを含有していることが、判明したということでございます。それで、結果から申しますと、ここで20日過ぎから工事を進めていくという方向で、今進んでいるところでございます。

その経緯をご紹介させていただきますと、11月4日に受託業者による天井からの検体を採取しましたということでございます。

そして、11月11日に、アスベストが含有されているか、されていないか、のあるなしの検査結果を行い、その中で検出されたということでございます。

それでは、どれくらい入っているのかというところでは、同じく11月19日、基準値0.1%を上回る1.7%のアスベストが含まれているということが発覚しました。同じくその日に、大気中にどれくらいのアスベストが含有されているのかということで、同じく19日の日に検体を採取したところでございます。

翌日の20日には、アスベストが出たところの中で、教育委員会では飛散などを防がなければならないと。より安全な施設ということでの対応といたしまして、3階の階段室を、ベニヤ板等を使い業者に遮断していただき

ました。

同じく 25 日、アスベストの確認なのですが、浮遊物の検査の結果、含有されていなかったということです。大変喜ばしいことではあったのですが、飛散はしていなかったということが 25 日にわかったということでございます。

26 日でございますけれども、先ほどご紹介しました次のページの二小の児童にアスベスト処理の通知をしたところであります。

それから 28 日には、プレス発表ということで、読売新聞、朝日新聞、東京新聞等の朝刊に載ったというところでございます。

12 月 26 日から 12 月末日に、アスベストの撤去工事を行っていくと。今現在、正式にはまだ入っていないのですが、ちょうどクリスマス頃から工事を進めて、できる限り冬休みの中で工事ができればということで、進めていく状況でございます。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑、質問等がございましたらお願いいたします。
中田委員。

中田委員 階段室を遮断することで緊急対応ができたということは、普段はこの階段室というのは児童が通らない場所なのではないでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 第二小学校はもともと 3 階建てなのです。階段室というのは、ちょうど屋上へ抜ける階段です。校舎でいきますと、玄関を入りまして、一番近くの職員室へ行く階段があると思うのですが、その階段は屋上へつながる階段です。それを、3 階部分のところで仕切りをさせていただき、お子さんたちが中に入らないようにというようなこと、それから飛散がもしあった場合、大変危険だということで、間仕切りをさせていただいたという経緯がございます。

委員長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。
稲垣委員、お願いします。

稲垣委員 市有建築物 14 施設について調査をなさったということなのですが、14 施設に絞ったのは、例えばいつ以降からのものは含まれていないから、とか、何かそういう理由で絞っていらっしゃるのでしょうか。その辺を教えてくださいたいのですが。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 このアスベストの関係につきましては、法改正され、基準値が変わっております。特に昭和 63 年、これにつきましては 5% でした。それが 17 年以前までは 1%、17 年から 0.1% になったというところがございます。今回は、17 年に 0.1% になったということで、ここでは市内 63 施設をアスベストの調査を行ったわけがございます。

今回の調査につきましては、緑と建設課というところがあります。そちらのほうで稲城市の市有物件の図面を開きまして、ここはどうだろう、あそこはどうだろうというような見方の中で、現地を見て、第二小学校のこの部分に含まれているかという疑問の中で、今回調査をしたという経緯がございます。

そして今回、調べたのが全体で 14 施設、その中にはほかの小学校も、全体では、14 施設の中で学校関係は 3 施設含まれていました。ほかの 14 施設のうち 13 施設は一切出なかった。出たのが第二小学校であったという経緯でございます。

委員長 よろしいですか。
ほかに。中田委員。

中田委員 撤去工事に約 2 週間かかるということですが、これがもし、仮にですけれど、学校が始まるまで終わらなかったということになってしまうと、どうなるのかと思ったのですが。冬休み中に終わっていただくのが一番だと思いますが、もし終わらなかった場合はどうなるのか、ということをお聞きしたいのですが。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 現在、撤去工事につきましては緊急で工事業者を選出させていただきまして、通常の流れの契約でなくて、緊急的な流れといった中で工事業者にお願いしているところがございます。

内容的に、今、冬休み中にできればというところもあるのですが、特に問題といたしまして、申請という中では、東京都の環境事務所で、そちらの関係の書類が 2 週間かかります。それとあと労働基準監督署の書類が、申請してから 2 週間。その許可がないと工事にかかれません。工事工法をどのようにやるのかとか、作業をする方の安全、それから周りに飛散しないための安全というやり方等について、許可を得ないとできないということで、それで最低 2 週間かかります。ここで工事業者を決定したのは結構早かったのですが、そういう点では、届け出に対する許可がいただけないので、今までずれ込んできているというような状況です。

ですから今、工事をやるのにどうなのかということですが、例えばこれが、児童がおられたとしても、飛散しないような間仕切りをしました。それで、間仕切りの中に、二重にビニールで覆っています。飛散しないような工事方法をとるということですから、そういう点では、もし冬休み期間中に終わらなくても問題はないというように考えています。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、「主任教諭について」、指導室長よりお願いいたします。

指導室長 主任教諭について報告をさせていただきます。お手元に資料を載せさせていただいております。

東京都教育委員会では、平成 21 年 4 月 1 日より、新たな人事制度としての主任教諭の任用を始めます。主任教諭設置の目的は、学校の課題解決に対する組織的な取り組みの強化と若手教員の育成にあります。

主任教諭の主な役割といたしましては、一つ目、校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割の担当。二つ目、指導・監督層である主幹教諭の補佐。三つ目、同僚や若手教員への助言・支援などの指導的な役割を担います。

現在、東京都の教員は約 4 万 5 千人いますが、これは小中学校などを合わせてということになりますが、主任教諭選考により、およそ 5 割に当たる約 2 万 2 千人を段階的に主任教諭として任用していく見通しです。

選考は職務レポートなどによりますが、主任教諭の受験資格は年齢 30 歳以上 60 歳未満、かつ国公立学校教職経験 8 年以上。ただし、この 8 年は都教職経験 2 年以上が含まれます。その教員が対象となっております。これに伴い、教員の給与につきましては、主任教諭と教諭とを区別する新たな給与体系への移行と、それから、これまでの主任手当の廃止が実施されます。

本市における主任教諭選考の申し込み状況でございますが、12 月 15 日現在で、小学校では、対象教員 116 名に対して 71 名、中学校では対象教員 77 名に対して 37 名で、市内の小中学校合計では、対象となる教員数 193 名に対して 108 名が申請をしております。

これにより、学校組織といたしましては、統括校長・校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭という構造になります。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。

質問等がありましたらお願いします。

レポートの提出ということですが、レポートの審査で通らなかった場合

に、主任がいなくなるという学校も出るのですか。
指導室長。

指導室長 国の制度である主任制度については継続いたします。東京都では、主任教諭である身分の人が、必置主任、いわゆる教務主任とか、生活指導主任とか、学年主任とか、そういうことを担っていくことを原則としているのですけれども、すべてが主任教諭でまだ埋まるということにはなりませんので、主任教諭以外の普通の教諭も、必置主任を担わなければならないという現状がございます。ですから、当面の間は、いわゆる一般の教諭が主任を行う学校がほとんどであろうと考えております。

委員長 大変ですね。
ほかにはいかがでしょうか。
それでは、質問等はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後 4 時 37 分閉会)